（商品概要説明書）

大口定期預金

（令和６年11月５日現在）

1. 商品名　（愛称）	自由金利型定期預金　　（愛称：大口定期預金）
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. 期間	〈定型方式〉 1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 〈満期日指定方式〉 １ヵ月超１０年未満で、定型方式の満期日以外の日 *定型方式の場合は、自動継続（元加継続または利払継続）もお選びいただけます。
4. 預入条件	現金または他の預金口座からの振替等でお預入れいただけます。
預入方法	一括預入
預入金額	1,000 万円以上、１円単位
5. 払戻方法	・元金は満期日以後、利息とともにお支払いいたします。 ・自動継続（定型方式のみ選択可能）の場合、前回と同じ条件で自動的に継続（書替）されます。※適用金利は、継続日時点の定期預金利率が適用されます。
一部解約	預入期間中の一部解約はできません。
6. 利息	
(1)適用金利（約定利率）	預入日（または継続日）の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 *金利は店頭またはホームページでご確認ください。
(2)利息計算方法	付利単位１円とした１年を 365 日とする日割計算とします。
(3)中間利払い	

預入期間	利払頻度
２年未満	満期日以後に一括してお支払いします。
２年以上から10年以下	預入日から１年ごとに、所定の「中間利払利率」で計算した利息（中間払利息）をお支払いします。（中間利払利率：約定利率×70%、小数点第４位以下切り捨て）中間払利息（複数ある場合は合計額）を差し引いた利息の残高は、満期日以降に元金とともに支払います。 *中間利払日は、預入日から１年ごとの応答日になります。ただし、満期日は含まれません。 *中間払利息は、ご指定の口座にご入金します。（口座名義人さまの口座に限ります）

(4)満期時における利息の取扱い	次の方法をお選びいただけます。 〈自動継続扱いの場合〉 ①元加継続：満期日に元金と利息の合計額を新しい元金として継続する方法 ②利払継続：満期日に利息を指定口座に入金し、元金のみ継続する方法 〈自動継続ではない場合〉 解約日または書替日における普通預金利率を適用します。
(5)課税方法	次の税率で源泉徴収されます。

個人のお客さま		法人のお客さま	
源泉分離課税 20.315%	国　税　15.315% 地方税　　5%	総合課税 15.315%	国 税 15.315%

*上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。
（平成25年１月１日から令和19年12月31日までは、復興特別所得税（0.315%）が追加的に課税されます）
*非課税法人の場合は非課税となります。

7. 手数料	ございません。
8. 付加できる特約条項	自動貸越サービス（総合口座の当座貸越） お預入れいただいた定期預金を担保に自動貸越サービスをご利用いただけます。 （個人のお客さまに限ります） 〈利用限度額〉 定期預金残高の 90%（最高 500 万円） 〈貸越利率〉 担保定期預金の約定利率＋0.5%
9. 期限前解約時の取扱い	次の期限前解約利率（小数点第４位以下切り捨て）により計算した期限前解約利息を元金とともにお支払いいたします。 (1)預入日の６ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合 次のＡ、Ｂ、Ｃにより計算した利率のうち、いずれか低い利率を適用いたします。 （Ｃの算式により計算した利率が 0%を下回る時は、0%を下限とします） Ａ：解約日時点の普通預金利率 Ｂ：約定利率×70% Ｃ：約定利率 － $\frac{(※基準利率－約定利率)\times(約定日数－預入日数)}{預入日数}$ (2)預入日の６ヶ月後の応当日以後に解約する場合 次のＡ、Ｂにより計算した利率のうち、いずれか低い利率を適用します。

	（Ｂの算式により計算した利率が 0%を下回る時は、0%を下限とします） Ａ：約定利率×70% Ｂ：約定利率 $-\dfrac{(※基準金利-約定利率)\times(約定日数-預入日数)}{預入日数}$ *基準利率＝期限前解約時に、改めて同じ元金を当初の満期日まで再預入したと仮定して、再預入日から満期日までの預入期間に対応する金利。 ・前記６の中間払利息が支払われている場合には、支払い済の中間払利息額と期限前解約利息との差額を精算させていただきます。なお、中間払利息額が期限前解約利息額を上回る場合でも、その差額は徴求いたしません。（支払計算書の預金利息は０円と表示されます）
10. その他参考となる事項	この預金は、「定期預金規定」によりお取扱いします。
11. 預金保険法による保証	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 （預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。）
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人　全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 0570－017109 または 03－5252－3772 受付日　月～金曜（銀行の休業日を除きます。） 受付時間　午前９時～午後５時